

### 第33回中山間地域等総合対策検討会（現地検討会）の概要

#### 1 調査概要

- (1) 目 的 中山間地域等直接支払制度の取組状況の把握と関係者からの意見聴取等
- (2) 開 催 日 平成21年4月22日（水）
- (3) 開催場所 岡山県加賀郡吉備中央町及び久米南町
- (4) 出席委員 佐藤洋平委員、内藤英代委員、林宜嗣委員、村田泰夫委員、  
中越武義専門委員

#### (5) 検討内容

吉備中央町の小森（こもり）集落協定並びに上田西（うえだにし）集落協定、久米南町の北庄西（きたしょうにし）集落協定並びに北庄中央（きたしょうちゅうおう）集落協定の取組状況を現場（協定農用地）において調査。

吉備中央町、同町小森集落協定、同町上田西集落協定、久米南町、同町北庄西集落協定、同町北庄中央集落協定の代表の意見陳述。

の代表に加え、検討会委員、国並びに岡山県の担当者による意見交換。

#### 2 意見交換会等

##### (1) 意見陳述者

###### 【吉備中央町】

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 吉備中央町長    | 重 森 計 己（しげもり かずみ） |
| 小森集落協定代表  | 黒 田 員 米（くろだ かずよね） |
| 上田西集落協定代表 | 赤 木 邦 彦（あかぎ くにひこ） |

###### 【久米南町】

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 久米南町長      | 河 島 健 一（かわしま けんいち） |
| 北庄西集落協定代表  | 弓 狩 知 治（ゆがり ともはる）  |
| 北庄中央集落協定代表 | 石 坂 良 二（いしざか りょうじ） |

##### (2) 意見陳述の主な内容

###### 【吉備中央町】

吉備中央町

- ・ 町は、中山間地域の典型的なところ、農地等が荒廃すると防災面で大変なことになるので、本制度の継続は全町民大多数の意見。

小森集落協定

- ・ 本集落には、専業農家はおらず、協定の中心メンバーの本業が忙しくなると、協定の継続を断念せざるを得なくなる。
- ・ 組織化等により、将来も耕作放棄地を出さないような体制作りに取り組みたい。  
上田西集落協定
- ・ イノシシの被害で困っていたが、直払いで柵を作り被害が少なくなった。また、交付金は、道路の補修にも使っており効果が上がっている。
- ・ 本制度は地域を守る上で大変役に立っており、本交付金の活用し、今後は、とうもろこしや菜の花をバイオ燃料にして販売する取組をやってみたい。

#### 【久米南町】

##### 久米南町

- ・ 棚田は、本当に厳しい条件の中ではあるが、本制度を活用して、協定参加者が協力して農業生産活動を維持している。
- ・ 米を作る生き様を大切に、祖代々の土地を守り大切にしていきたいので、本制度については、地域が元気の出る制度として欲しい。

##### 北庄西集落協定

- ・ 当協定では、41haの協定農用地のうち約35%が畦畔を占めており、水稻18haの他は転作大豆等を栽培している
- ・ 平成18年に創設した法人が全作業を請け負っているが、構成員が3人亡くなるなど限界にきている。

##### 北庄中央集落協定

- ・ 当協定は、平均年齢が77～78歳となったため、現行対策では基礎単価で取り組んでいる。また、協定農用地の棚田では、子供たちに水の大切さを教えるので、地域の小学校と連携し交流している。
- ・ 本制度については、高齢化に対応した制度となるよう、条件の緩和等の見直しを行うべきである。

### (3) 意見交換会の主な内容

#### 【吉備中央町】

- ・ 1期対策の時は、基礎（現行対策の体制整備単価）＋加算措置であったが、現行対策からは、基礎単価（8割単価）又は体制整備単価（10割単価）＋加算措置になったことにより、取組にくくなったのではないかと。（委員等）
  - もともと担い手に対する農用地の利用集積に取り組んでいたため、取り組みにくいことはなかったが、書類の量が増えたことが困った。（上田西）
- ・ 交付金の交付を受けるためには、農業生産活動等を5年間継続しなければならないが、どのように考えるか。（委員等）
  - 後継者がいるのでなんとかなる。（上田西）
  - いくつかの小さな協定を統合した集落協定なので、5年間の継続には不安がある。（小森）

- ・ 国は、交付金の概ね2分1以上を共同取組活動分を使うよう指導しているが、どのように考えるか。(委員等)
  - すべてを共同取組活動(農道や水路の管理、猪柵の設置等)に充てており、集落の農地の8割を担い手に集積している。すべてを個人配分にすれば、地域は守れないと考えており、共同取組活動により農地を維持できるような使い方をしている。(上田西)
  - すべてを個人配分にしたら、少ない人は4千円程度となり意味がないので、地域や農地を守るために必要な共同取組活動に使った方が良いと思う。(上田西)
  - 共同取組活動では、草刈り等の賃金として渡しており、新たな収入機会が来たことは有り難い。以前はボランティアだったので長続きしなかった。(小森)
  - 交付金の配分は、集落の話し合いで決めれば良く、地域々によって考え方が違うので、国が一律に決めるのではなく地域の自由にした方が良い。(小森)
- ・ 限界的集落は、今後どうすべきと考えるか。(委員等)
  - 高齢化しているからといって、先のことを心配すれば何もできない。自分達で出来ることは何かを考え、楽しみながら前向きに、とりあえず取り組んでみる事が重要である。(上田西)
- ・ 中山間地域等で厳しい状況下にある集落は、年金と直接支払いで支えられているということだが、国民は、条件不利補正としてのこの制度が、こういったところまで踏み込んで支えていることについて、どう考えていると思うか。
 

様々な条件はあるが、5年先を考えれば、担い手がいないうちに投資すべきか否か等について考えなくてはならない。(委員等)

  - 直接支払いの前提条件は、農業生産活動を維持し、耕作放棄地を出さないこと。集落が高齢化していても、助け合いの仕組みを作り、将来に向けて再強化するために10年先を見据えたマスタープランを作成してもらっている。本制度の交付金は、集落のみんなで農地を守って荒廃を食い止めるためのもの、使い道は何でも良い。(委員等)
  - 担い手がおらず、将来に不安を抱えていることは事実だが、孫に渡したい思いはある。(小森)
  - 田は、3年作らなければ、畦畔が保たず湛水機能がなくなるし、復旧にもお金がかかるので、荒らさないで維持することが大切だ。また、中山間の田の湛水機能等のおかげで下流域の街が守られている。(上田西)

#### 【久米南町】

- ・ 協定内で個人農業者と法人との間において、利害関係の対立はあるのか。(委員等)
  - 戦後農地解放の意識があり、土地を貸すと返ってこないとの意識が強いので利用集積が進まない部分もあるが、法人が本制度の書類作成の面倒を見たり、転作を法人が引き受けたりしている。(北庄西)
- ・ 平均年齢が80歳近くになっているが、条件緩和とは具体的に何か。(委員等)

- 歳を取って体が動かなくなる一方で、後継者がいない現状であることから、現行対策の 8 割単価の導入などによる要件は厳しいので、年齢が上がっていることも配慮した要件にしてほしい。(北庄西)
- ・ 現行対策と同じ要件であれば集落協定を継続できるか。(委員等)
  - リーダーの資質によると思うが、高齢化の進行を考えれば、協定期間の 5 年の期間を短くしてほしい。限界集落が増えている中で、5 年先を見通した計画を描くことは集落にとっては酷だと思う。(北庄中央)
  - 協定期間は、5 年でも 3 年でも結果は同じ、制度を継続することが重要である。(北庄西)
- ・ 中山間地域の農地や集落を守るためには何が必要か。(委員等)
  - 本地域は、1 / 7 という厳しい傾斜条件にあるが、本制度での田の急傾斜は 1 / 20 以上であり、実態と違うので単価の見直し(例えば、勾配のランク分け等)をして欲しい。(北庄中央)
- ・ その他
  - 直払制度は、耕作放棄地を出さないように下支えをしており、制度がなければ、地域はもっとひどいことになっている。(北庄中央)
  - 直払制度は、連帯責任であり、遡及返還は協定推進の大きな足かせとなっている。高齢者は、すぐ先のことも分からないと言い、期限のある制度に参加することができない。まずは、制度の中に入れてもらい、耕作できなくなった時に組織や他の人に任せることができるようにする必要がある。最初から外れると農地は荒れるだけ。(北庄中央)